

## 救援者費用等担保特約条項

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約条項および特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。

- (1) 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。
    - イ．保険期間中で、かつ、旅行行程中（以下この項において「責任期間」といいます。）に被った傷害を直接の原因として傷害の原因となった事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
    - ロ．疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。
    - ハ．責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りします。
    - ニ．責任期間中に被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
  - (2) 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
    - イ．責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りします。以下この号において同様とします。）したとき。
    - ロ．責任期間中に発病した疾病（この号においては妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。）を直接の原因として、継続して3日以上入院したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限りします。
  - (3) 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。第3項において同様とします。）中に遭難した場合
  - (4) 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- 前項第1号または第2号における発病の認定は、医師の診断によりします。

第1項第3号の山岳登山中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次の各号に掲げるもののいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- (1) 警察その他の公的機関
- (2) サルベージ会社または航空会社
- (3) 遭難救助隊

第1項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または被保険者の親族（以下この項において「保険契約者等」といいます。）が当会社と提携する機関から次条各号に掲げる費用の請求を受けた場合において、保険契約者等が当該機関への救援者費用等保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、保険契約者等が当該費用を第1項の費用として負担したものとみなして救援者費用等保険金を当該機関に支払います。

## 第2条（費用の範囲）

前条第1項の費用とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 捜索救助費用  
遭難した被保険者を捜索、救助または移送（以下この条において「捜索」といいます。）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- (2) 航空運賃等交通費  
被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地（以下この条においてこれらを「現地」といいます。）へ赴く被保険者の親族（これらの者の代理人を含みます。以下この条において「救援者」といいます。）の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、前条第1項第4号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- (3) ホテル等客室料  
現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。）の客室料をいい、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条第1項第4号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- (4) 移送費用  
死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくは当該住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（治療のため医

師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、不定期航空運送（貸切航空便による運送を含みます。）のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。）をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から除きます。

イ .被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃

ロ . 傷害治療費用担保特約条項第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項第 1 号もしくは第 3 号または疾病治療費用担保特約条項第 1 条（当会社の支払責任）第 2 項第 1 号もしくは第 3 号により支払われるべき費用

(5) 遺体処理費用

死亡した被保険者の遺体処理費用をいい、100 万円を限度とします。

(6) 諸雑費

救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）ならびに救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等をいい、20 万円を限度とします。ただし、傷害治療費用担保特約条項第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項第 2 号または疾病治療費用担保特約条項第 1 条（当会社の支払責任）第 2 項第 2 号により支払われるべき費用については除きます。

### 第 3 条（保険事故）

この特約条項における保険事故は、被保険者が第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項各号のいずれかに該当することをいいます。

### 第 4 条（保険金額の削減）

当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当したことにより費用が発生した場合で、保険契約者があらかじめこれらの運動等に対応する当会社所定の割増保険料（以下この条において「割増保険料」といいます。）を支払っていないときは、次の割合により保険証券に記載された救援者費用等保険金額（以下「救援者費用等保険金額」といいます。）を削減します。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じてこれらの運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料}}$$

### 第 5 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第 1 条（当会社の支払責任）第 1 項

各号のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意。ただし、被保険者が第1条(当会社の支払責任)第1項第1号ニ.に該当した場合はこの限りではありません。
- (2) 救援者費用等保険金を受け取るべき者(救援者費用等保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第1条(当会社の支払責任)第1項第1号ニ.に該当した場合はこの限りではありません。
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。以下この号において同様とします。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に第1条(当会社の支払責任)第1項第1号イ.に該当した場合はこの限りではありません。
- (5) 被保険者に対する刑の執行
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- (7) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染

当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものによって第1条(当会社の支払責任)第1項第2号に該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

## 第6条(救援者費用等保険金の支払)

当社は、第2条(費用の範囲)の費用のうち、当社が社会通念上妥当と認めた部分で、かつ、第3条(保険事故)に規定する保険事故と同等の保険事故に対して通常負担する費用相当額(この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。)についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受け

た金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

#### **第7条（当会社の責任限度額）**

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用等保険金の額は保険期間を通じ、救援者費用等保険金額をもって限度とします。

#### **第8条（事故の通知）**

保険事故が発生したときは、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、保険事故の日からその日を含めて30日以内に次の各号に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (1) 第1条(当会社の支払責任)第1項第1号または第2号の場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
- (2) 第1条(当会社の支払責任)第1項第3号または第4号の場合は、行方不明もしくは遭難または同号の事故発生の状況

保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、救援者費用等保険金を支払いません。

#### **第9条（保険金の請求書類）**

この特約条項にかかる保険金の請求書類（第1条（当会社の支払責任）第4項の規定により保険契約者、被保険者または被保険者の親族が当社と提携する機関への救援者費用等保険金の支払を当社に求めるときの書類を含みます。）は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類とします。

- (1) 保険事故発生を証明する書類
- (2) 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第2条(費用の範囲)各号に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当社と提携する機関からのその費用の請求書
- (3) 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合)

#### **第10条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）**

第1条(当会社の支払責任)第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を救援者費用等保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{救援者費用等}}{\text{保険金の支払額}}$$

## 第11条(代位)

当社が救援者費用等保険金を支払うべき第1条(当社の支払責任)第1項の費用について、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が支払った救援者費用等保険金の限度内で、かつ、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

## 第12条(保険料の返還または請求 - 職業もしくは職務または目的地の変更に関する通知義務)

普通約款第9条(職業もしくは職務または目的地の変更に関する通知義務)第1項または第2項の規定による通知を受けた場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、普通約款第9条(職業もしくは職務または目的地の変更に関する通知義務)第1項または第2項の規定による変更があった後に第1条(当社の支払責任)第1項第2号から第4号までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、救援者費用等保険金額を削減します。ただし、その職業または職務に従事していない間に同項第2号から第4号までのいずれかに該当したことにより発生した費用については、この限りではありません。

保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)が普通約款第9条(職業もしくは職務または目的地の変更に関する通知義務)第1項または第2項の規定による手続を怠った場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときも前項と同様とします。

## 第13条(失効後の保険金の支払)

普通約款第12条(保険契約の失効)により保険契約が失効した後であっても、この特約条項の規定に従い、救援者費用等保険金を支払います。

#### **第 14 条（準用規定）**

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。

#### **別表（第 4 条関係）**

第 4 条（保険金額の削減）の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動